改正資源有効利用促進法施行後の取組状況

【指定副産物】

平成14年7月18日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

製 品 名	省令判断基準項目	取組状況(法改正後の主要措置)
1.電気業	1.事業者の取組 (1)普及啓発	・各電力会社及び関連企業において、パンフレット等により、適宜自治体等の利用先に普及啓発活動を実施した。
	2 . 業界の取組 (1)情報提供等	 ・石炭灰を含む廃棄物等の有効利用拡大のため、電力会社のリサイクル事例を取りまとめた「電気事業における廃棄物等リサイクル事例集」をホームページ等で公表した。 ・石炭灰等廃棄物を使用した再利用品の利用促進を図るため、電力業界共通で使用できる「土壌等に接するリサイクル品の利用に係るガイドライン」の策定の取り組みに着手している。